

1 認定基準

- (1) 再編計画（※）の記載事項が、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。なお、以下に該当する場合には、適切とは判断できない。
- 再編前後の対象医療機関の病床機能別病床数の合計について、当該医療機関が所在する構想区域において不足する病床機能以外の病床機能の病床数の合計が増加する場合。
(理由がやむを得ないものと認められない場合に限る。)
 - 再編後の医療機関において、病床が全て稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成されている病棟をいう。）を有することとなる場合。
- ※ 単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化及び連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業に関する計画
- (2) 再編計画の記載事項が、地域医療構想調整会議における協議に基づくものであること。
- ※ 基準のいずれかに適合しなくなったとき、又は認定再編医療機関開設者が事業を実施しないときは、厚生労働大臣は認定を取り消すことができる。

2 認定の申請手続

- (1) 申請書類（別記様式第1の別紙1及び別紙2）に必要事項を記載し、北海道（再編医療機関設置予定地域の（総合）興局保健環境部保健行政室（地域保健室）（以下「道保健所」という。））へ事前提出。
- (2) 地域医療構想調整会議における協議
- 申請書（別記様式第1の別紙1）の再編計画の記載事項について、再編医療機関設置予定構想区域の地域医療構想調整会議において協議（合意を得る。）※地域医療構想調整会議の手続については所管道保健所から別途連絡
- (3) 申請書（別記様式第1の別紙1）の記載事項について、地域医療構想調整会議での協議における合意を得た後、申請書に次の書類を添付して、道保健所へ提出。
- ※その後、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課を経由して厚生労働省へ提出
- ① 登記事項証明書及び定款の写し、又はこれに準ずるもの（申請者が法人の場合）※1
 - ② 住民票の写し（申請者が個人である場合）※1
 - ③ 事業報告書、賃借対照表及び損益計算書 ※2
 - ④ 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類 ※3
 - ⑤ 取得する土地の概要が分かる書類（登記事項証明書）
 - ⑥ 取得する建物の概要が分かる書類（建設に係る基本的な計画等の書類を添付）
- ※1 当該再編事業を行う全ての者のものを添付
- ※2 最近2期間の確定決算に基づく書類を添付 これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類を添付
- ※3 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての資料（議事録は地域医療構想調整会議を所管している道保健所から添付する。）

- (4) 厚生労働省が再編計画の認定をしたときは、厚生労働省から北海道に通知があることから、再編医療機関設置予定地域の道保健所を経由して通知する。

3 認定再編計画の変更の手続

(1) 認定医療機関開設者は、認定再編計画を変更（4の軽微な変更を除く。）する場合は、変更申請書（別記様式第2）に変更事項を記載し、認定再編医療機関設置予定地域の道保健所へ提出。

(2) 地域医療構想調整会議で協議

変更申請書（別記様式第2）の再編計画の記載事項について、認定再編医療機関設置予定構想区域の地域医療構想調整会議において協議（合意を得る。）※地域医療構想調整会議の手続については所管道保健所から別途連絡

(3) 変更申請書（別記様式第2）の記載事項について、地域医療構想調整会議での協議における合意を得た後、変更申請書に次の書類を添付して、認定再編医療機関設置予定地域の道保健所へ提出。

なお、③、④については、変更内容に伴い申請時に添付した書類に変更が生じた場合にのみ添付

※その後、北海道を經由して厚生労働省へ提出

- ① 変更後の再編計画（別記様式第1の別紙1及び別紙2）
- ② 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類 ※1
- ③ 取得する土地の概要が分かる書類
- ④ 取得する建物の概要が分かる書類

※1 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した資料全ての資料（議事録は地域医療構想調整会議を所管している道保健所から添付する。）

(4) 厚生労働省が認定再編計画の変更の認定をしたときは、厚生労働省から北海道に対して通知があることから認定再編医療機関設置予定地域の道保健所を經由して通知する。

4 認定再編計画の軽微な変更の届出の手続き

認定医療機関開設者は、認定再編計画について軽微な変更をする場合は、軽微変更届出書（別記様式第3）を作成し、次の書類を添付して、認定医療機関が所在する地域の道保健所に提出（変更後おおむね6月以内）

なお、②、③については、変更内容に伴い申請時に添付した書類に変更が生じた場合にのみ添付

※その後、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課を經由して厚生労働省へ届出

- ① 変更後の再編計画（別記様式第1の別紙1及び別紙2）
- ② 取得する土地の概要が分かる書類（登記事項証明書）
- ③ 取得する建物の概要が分かる書類（建設に係る基本的な計画等の書類を添付）

軽微な変更：①実施時期の6月以内の変更②事業を実施するために必要な資金の額及びその他調達方法③事業の用に供する不動産を取得する場合は当該不動産に関すること④医療機関、事業の内容のうち北海道知事が個別に軽微と認める事項

5 認定再編計画の実施状況報告の手続

認定医療機関開設者は、厚生労働省から、認定再編計画に実施状況報告の提出を求められた場合は、次の書類を認定医療機関が所在する地域の道保健所へ提出する。

- ① 実施状況報告書（別記様式4）
- ② 認定再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2）
- ③ その他厚生労働大臣が求める書類

※その後、北海道保健福祉部地域医療課を經由して厚生労働省へ提出

再編計画申請書等提出先道保健所一覽

組織名		保 健 所 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	対象地域
渡島総合振興局 保健環境部	保健行政室	渡島保健所	041-8551	函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内	0138-47-9524	0138-47-9219	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町
	八雲 地域保健室	八雲保健所	049-3112	北海道八雲町末広町120番地	0137-63-2168	0137-63-2169	八雲町 長万部町 今金町 せたな町
檜山振興局 保健環境部	保健行政室	江差保健所	043-0043	檜山郡江差町字本町63番地	0139-52-1053	0139-52-1074	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町
石狩振興局 保健環境部	保健行政室	江別保健所	069-0811	江別市錦町4番地の1	011-383-2111	011-383-2185	札幌市 江別市 石狩市 当別町 新篠津村
	千歳 地域保健室	千歳保健所	066-8666	千歳市東雲町4丁目2番地	0123-23-3175	0123-23-3177	千歳市 恵庭市 北広島市
後志総合振興局 保健環境部	保健行政室	倶知安保健所	044-0001	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	0136-23-1914	0136-22-5875	小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二七コ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
	岩内 地域保健室	岩内保健所	045-0022	岩内郡岩内町字清住252番地	0135-62-1537	0135-63-0898	共和町 岩内町 泊村 神恵内村
空知総合振興局 保健環境部	保健行政室	岩見沢保健所	068-8558	岩見沢市8条西5丁目1番地 空知合同庁舎内	0126-20-0100	0126-22-2514	夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町
	滝川 地域保健室	滝川保健所	073-0023	滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	0125-23-5583	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町 雨竜町
	深川 地域保健室	深川保健所	074-0002	深川市2条18番6号	0164-22-1421	0164-22-1479	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町
上川総合振興局 保健環境部	保健行政室	上川保健所	079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5979	0166-46-5262	旭川市 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町
	名寄 地域保健室	名寄保健所	096-0005	名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121	01654-3-3224	士別市 名寄市 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
	富良野 地域保健室	富良野保健所	076-0011	富良野市末広町2番10号	0167-23-3161	0167-23-3163	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村
留萌振興局 保健環境部	保健行政室	留萌保健所	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎内	0164-42-8310	0164-42-8216	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
宗谷総合振興局 保健環境部	保健行政室	稚内保健所	097-8558	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2538	0162-32-2253	稚内市 猿払村 浜頓別 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町
オホーツク 総合振興局 保健環境部	保健行政室	網走保健所	093-8585	網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内	0152-41-0683	0152-44-4879	網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町
	北見 地域保健室	北見保健所	090-8518	北見市青葉町6番6号	0157-24-4171	0157-24-4199	北見市 美幌町 津別町 訓子府町 置戸町
	紋別 地域保健室	紋別保健所	094-8642	紋別市南が丘町1丁目6番地	0158-23-3108	0158-23-1009	紋別市 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
胆振総合振興局 保健環境部	保健行政室	室蘭保健所	051-8555	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル内	0143-24-9833	0143-23-1446	室蘭市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 洞爺湖町
	苫小牧 地域保健室	苫小牧保健所	053-0021	苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168	0144-34-4177	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町
日高振興局 保健環境部	保健行政室	浦河保健所	057-0007	浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	0146-22-3071	0146-22-1447	浦河町 様似町 えりも町
	静内 地域保健室	静内保健所	056-0005	日高郡新ひだか町 静内こうせい町 2丁目8番1号	0146-42-0251	0146-42-7202	日高町 平取町 新冠町 新ひだか町
十勝総合振興局 保健環境部	保健行政室	帯広保健所	080-8588	帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎内	0155-27-8634	0155-25-0864	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
釧路総合振興局 保健環境部	保健行政室	釧路保健所	085-0826	釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811	0154-65-5352	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
根室振興局 保健環境部	保健行政室	根室保健所	087-0009	根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161	0153-24-0343	根室市
	中標津 地域保健室	中標津保健所	086-1001	標津郡中標津町東1条南6丁目1番地3	0153-72-2168	0153-72-6894	別海町 中標津町 標津町 羅臼町